

受託研究契約書

(契約項目概要)

- (1) 甲：学校法人東京女子医科大学
(2) 乙：牛乳乳製品健康科学会議 丙：一般社団法人Jミルク
(3) 研究題目：乳糖不耐症患者の漸増牛乳負荷による腹部症状軽減に関する検討
(4) 研究目的：牛乳は、良質なタンパク質とカルシウムに富み、栄養学的にみても成長期の小児から老人まで広く摂取を推奨できる食品であるが、牛乳摂取で腹部症状を有する乳糖不耐症は、日本人では多く、牛乳摂取の妨げになっている。そこで、これを改善すべく、乳糖減量牛乳の摂取では臨床症状が出現せず、牛乳摂取でのみ出現する人を対象に、その診断とその重症度を評価する。そして牛乳漸増負荷治療により乳糖吸収能が改善され臨床症状が軽減（乳糖耐性獲得）するかどうかを検討する。また、この牛乳漸増負荷治療の前と後で、腸内細菌叢が変化しているか、その役割についても検討する。
(5) 研究内容：①牛乳摂取で腹部症状のある人を対象に単盲検比較試験により乳糖減量牛乳の摂取では、臨床症状が誘発されないことを確認してから（心因性のものを除く）、乳糖負荷試験を行い、診断とその重症度を評価する。②その後、乳糖を含む一般牛乳を少量から摂取開始し、少しずつ量を増やして毎日摂取（牛乳漸増負荷治療）をすることで、乳糖吸収能が改善され臨床症状が軽減（乳糖耐性獲得）するかどうかを検討する。③また、この牛乳漸増負担治療の前と後で、腸内細菌叢が変化しているか、その役割についても検討する。
(6) 研究担当者：別表第1のとおり
(7) 研究経費：直接経費 7,945,000 円（税込み）
管理費 794,500 円（税込み） ※管理費は直接経費の10%
合計 8,739,500 円（税込み）
(8) 研究期間：本契約締結日から平成31年3月31日まで
(9) 研究実施場所：東京女子医科大学病院
(10) 提供試料：別表第2のとおり
(11) 提供物品：別表第3のとおり
(12) 研究実施計画書：乳糖不耐症患者の牛乳漸増負荷による腹部症状軽減に関する検討
(第3版 2016年4月20作成)
(13) 予定症例数：東京女子医科大学東医療センター小児科で40例
(14) その他：なし

甲、乙及び丙は、契約項目記載の受託研究（以下「本受託研究」という）を実施するにつき、次の各条のとおり受託研究契約（以下「本契約」という）を締結する。

本契約の締結を証するため、この契約書 3 通を作成し、甲、乙、丙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 29 年 5 月 19 日

東京都新宿区河田町 8-1

甲 学校法人東京女子医科大学
理事長 吉岡 俊正



東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号

築地三井ビル 5 階

乙 牛乳乳製品健康科学会議
代表幹事 折茂 肇



東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号

築地三井ビル 5 階

丙 一般社団法人 J ミルク
会長 宮原 道夫



(定義)

第 1 条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき新たに得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び日本以外の国又は地域における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用

権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び日本以外の国又は地域における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物、データベースの著作物及びその他の著作物（以下「プログラム等の著作物」という）の著作権並びに日本以外の国又は地域における上記各権利に相当する権利

ニ 秘匿されている事業活動に有用な財産的価値のある技術情報であって、公然と知られていないものの中から、甲乙丙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という）

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 3 項に定める行為、商標法第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 4 項に定める行為、著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利に係る行為及びノウハウの使用をいう。

4 本契約において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

三 種苗法に規定する専用利用権

四 第 1 項第 2 号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

五 プログラム等の著作物について独占的に実施をする権利

六 第 1 項第 2 号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

5 本契約において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第 1 に掲げる者及び本契約第 5 条第 6 項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第 1 及び本契約第 5 条第 6 項記載以外の者であって本受託研究に協力する者（個人又は法人であって、甲の教職員、学生、乙の研究分担の一部を分担する外注先を含む）をいう。

（受託研究の実施）

第 2 条 甲は、本受託研究を乙及び丙の委託を受け実施するものとする。

（実績報告書の作成）

第 3 条 甲は、本受託研究完了後 45 日後までに実績報告書を取りまとめ乙及び丙に提出するものとする。

(実績報告書に記載されたノウハウの指定)

- 第4条 甲、乙及び丙は、協議の上、前条の実績報告書に記載された研究成果のうち、自己に帰属し又は甲乙丙の共有に係るノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。
- 2 前項のノウハウの指定に当たっては、実績報告書の該当箇所に自己に帰属し又は甲、乙及び丙共有に係るノウハウが含まれる旨及び秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、原則として第1項においてノウハウと指定された日から本受託研究の完了の日の間及び実績報告書の対象となる年度の末日の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙丙協議の上、秘匿すべき期間を延長し又は短縮することができる。
- 4 甲、乙及び丙は、前項の秘匿すべき期間、他の当事者の書面による事前の承諾を得ないで、他の当事者に帰属し又は甲乙丙の共有に係るノウハウの指定された実績報告書箇所について、その内容を、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
- 5 甲、乙及び丙は、実績報告書に自己の秘密情報又は他の当事者の秘密情報を記載するときは、その可否、範囲、内容を双方で協議し取決めるものとする。また、当然に他の当事者の秘密情報についても同様の義務を負うものとする。

(研究の遂行)

- 第5条 甲、乙及び丙は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、世界医師会による「ヘルシンキ宣言」、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、GCP 省令等を遵守して、本受託研究を実施する。
- 2 甲、乙及び丙は、契約項目概要(12)に記載する研究実施計画書（以下「実施計画書」という）を遵守して本受託研究を実施する。
- 3 実施計画書の変更が必要となった場合は、甲乙丙協議の上、変更内容を決定し、甲の倫理委員会の承認を受けた後、変更後の実施計画書に基づき研究を実施する。
- 4 甲、乙及び丙は、本受託研究の実施に当たり、被験者の人権・福祉を最優先するものとし、被験者の安全、プライバシーに悪影響を及ぼす恐れのある行為は、これを行なわないものとする。
- 5 甲は、本受託研究を自己の責任において行う、その実施に当たり被った損害については乙及び丙に対して賠償を請求しない。ただし、乙又は丙の供給物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙及び丙は甲の損害を賠償するものとする。
- 6 甲は、自己に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ乙及び丙に書面により通知をするものとする。

(再委託)

- 第6条 甲は、書面による事前の乙及び丙の承諾を得ないで、本受託研究の再委託等この契

約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究経費の納入)

第 7 条 丙は、契約項目概要 (7) の研究経費を甲の発行する請求書により、定められた期日までに納入しなければならない。

2 丙は、消費税率が変更された場合は、新たな消費税率に対応した消費税額を支払う。

(経理)

第 8 条 前条の研究経費の経理は甲が行う。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第 9 条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(試料の提供及び取扱い等)

第 10 条 丙は、甲に対し、契約項目概要 (10) に記載する試料を提供する。

2 丙は、提供試料の引渡しに要する費用、試料の管理、使用及び返納等に要する一切の費用を負担するものとする。

3 甲は、提供試料を本受託研究における別表第 2 に記載の目的のために、別表第 2 記載の条件に従って使用・保管しなければならない。

4 甲は、提供試料を善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な使用に努めなければならない。

5 甲は、本試料を第三者に提供もしくは開示し、または第三者に使用させてはならない。
また、本試料をヒト（治療、診断、その他）に直接使用してはならない。

6 甲は、関連する法令およびガイドラインに認められる範囲内で本有体物を使用するものとする。

7 丙は、甲による試料の使用及び保管に関連して発生するいかなる結果についても責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。ただし、丙の提供試料に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、丙は甲の損害を賠償するものとする。

(提供物品の搬入等)

第 11 条 契約項目概要 (11) の提供物品について甲は、乙及び丙から乙及び丙の所有に係る設備を乙及び丙の同意を得て無償で受け入れ、使用するものとする。なお、甲は乙及び丙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

2 乙及び丙は、前項の設備の搬入および搬出にあたっては、甲の指示に従うものとする。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、丙の負担とする。

- 4 第1項に規定する施設・設備の使用に際しての光熱水費は、甲が負担するものとする。
- 5 乙及び丙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙及び丙は甲の損害を賠償するものとする。
- 6 甲は、本受託研究を完了し又は中止したときには、乙及び丙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙及び丙に返還するものとする。撤去及び搬出に要する経費は、丙の負担とする。

(研究の中止、中断又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上甲乙丙いずれの責にも帰すことのできないやむを得ない事由があるときは、甲乙丙協議の上本受託研究を中止、中断又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲、乙及び丙は、他の当事者に対して、その責を負わないものとする。

(研究経費の返還)

第13条 本受託研究を完了又は中止若しくは延長する場合に於いて、丙より納入された研究経費の額に不用が生じた場合は、丙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。

(研究経費が不足した場合の措置)

第14条 甲は、納入された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由を付して乙及び丙に書面により通知するものとする。この場合に於いて、乙及び丙は甲と協議の上、不足する研究費を負担するかどうかについて決定するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第15条 本受託研究の結果生じた知的財産権は、甲の規則等により当該発明等を得た当該研究担当者から承継を受けた場合、甲に帰属するものとする。

2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合には、甲は乙及び丙に対して無償で使用させ、又は譲渡することはできない。

3 乙及び丙は、第1項の知的財産権が甲に属する研究担当者に帰属した場合には、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途その取扱い定めるものとする。

(持ち分の譲渡等)

第16条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって前条第1項の規定により甲に承継された知的財産権（以下「甲の単独所有に係る知的財産権」という。）を乙及び丙、又は甲乙丙が協議の上指定した者に限り譲渡し、又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権設定契約により、これを行うものとする。

(優先的实施)

第 17 条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって第 15 条第 1 項の規定による甲の単独所有に係る知的財産権について、当該知的財産権を出願した時から 1 年以内（以下「優先的許諾期間」という。）に乙及び丙から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、乙及び丙に対し独占的通常実施権を別途契約により許諾することができる。

2 前項により乙及び丙に独占的に実施させる期間（以下「独占的通常実施期間」という。）は、出願等をしたときから、10 年を超えない範囲で定める期間とする。ただし、甲は乙及び丙から独占的通常実施期間を更新したい旨の申出があった場合には、独占的通常実施期間の更新を許諾する事ができる。

（第三者への実施許諾）

第 18 条 乙及び丙が甲の単独所有に係る知的財産権について、前条に規定する優先的許諾期間において独占的通常実施権の許諾を受けないときは、甲は、乙及び丙の意見を聴取の上、乙及び丙以外の者に対し当該知的財産権の実施の許諾ができるものとする。

また、優先許諾期間であっても、乙及び丙以外の者から甲の単独所有に係る知的財産権について実施したい旨の通知があった場合には、甲は、乙及び丙に対し甲の単独所有に係る知的財産権について独占的通常実施権の許諾を受ける機会を与えた上で、乙及び丙が独占的通常実施権の許諾を受けないときは、乙及び丙以外の者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができる。

（情報交換）

第 19 条 甲、乙及び丙は、本受託研究の実施に最小限必要な情報、資料を他の当事者に無償で開示し又は提供するものとする。ただし、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

2 甲、乙、及び丙は、他の当事者から開示又は提供された情報及び資料について次条に従い取扱うものとする。

（秘密の保持）

第 20 条 本契約において「他の当事者の秘密情報」とは、甲、乙及び丙が本受託研究のために他の当事者から開示を受け又は本受託研究遂行に関して知り得た他の当事者の技術上又は営業上の一切の情報を、「自己の秘密情報」とは、甲、乙及び丙が本受託研究のために他の当事者に開示し又は本受託研究遂行に関して知り得た自己の技術上又は営業上の一切の情報をいい、他の当事者の秘密情報と自己の秘密情報をあわせて秘密情報という。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除く。

- (1) 開示を受け又は知得する前に公知であったもの
- (2) 開示を受け又は知得した時点で受領側当事者がすでに保有していたもの
- (3) 開示を受け又は知得した後に受領側当事者の責によらずに公知となったもの
- (4) 受領側当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの

- (5) 他の当事者の秘密情報によることなく独自に開発したもの
- 2 甲、乙及び丙は、自己の秘密情報を他の当事者に開示する場合、開示の態様により次の各号のいずれかの方法に従う。
- (1) 文書、図面、仕様書、フロッピー・光ディスク等の有体物により開示するときは、自己の秘密情報が含まれる旨をその有体物に明示する。
 - (2) 口頭又は視覚により開示するときは、自己の秘密情報を開示する旨を事前に他の当事者に通知し、また、開示した自己の秘密情報の内容を開示後 30 日以内に文書に要約し、自己の秘密情報が含まれる旨をその文書に明示して、他の当事者に提供する。
 - (3) 前号において甲乙丙の三者が出席する会合等で口頭又は視覚により開示するときは、開示した自己の秘密情報の内容をその場で議事録に要約し、自己の秘密情報が含まれる旨をその議事録に明示し、甲乙丙三者が記名・捺印又はサインして他の当事者に提供することでこれに代えることができる。
 - (4) 電子メール等ネットワーク経由で開示するときは、開示される個々の文書ファイル等に本項第 1 号に準ずる措置を講ずる。
- 3 甲、乙及び丙は、自己の秘密情報を開示し、使用許諾する正当な権限を有していることを保証する。
- 4 甲、乙及び丙は、他の当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、他の当事者の秘密情報を、別表第 1 の研究担当者、本受託研究を遂行する上で最小限必要な自己の役員及び従業員若しくは職員（以下総称して「関係者」という）以外の者に開示し又は漏洩してはならない。また、甲、乙及び丙は、他の当事者の秘密情報について、関係者がその所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を、関係者に対し負わせるものとする。
- 5 甲、乙及び丙は、他の当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、他の当事者の秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。
- 6 甲、乙及び丙は、他の当事者の秘密情報を自己におけると同等以上の注意をもって管理を行うものとする。
- 7 甲、乙及び丙は、本受託研究が終了したとき若しくは本受託研究が中止になったとき又は他の当事者から要求があったときは、他の当事者の秘密情報を含む資料等の有体物を他の当事者にただちに返却し、その複製物は責任をもってただちに廃棄する。
- 8 本条の有効期間は、研究項目概要 (8) の本受託研究開始の日から、本受託研究完了の日の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、甲乙丙は、協議の上、この期間を延長し又は短縮することができる。

(研究成果の公表)

- 第 21 条 甲、乙及び丙は、本受託研究の完了の日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し 1 ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）に関し、他の当事者の秘密情報が含まれるものについては前条で規定する秘密保持の義務を遵守すること、また他の当事者

に帰属し又は甲乙丙の共有に係るノウハウが含まれるものについては第4条に従うことを条件に、第三者に開示し又は発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、他の当事者の書面による事前の承諾を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

- 2 前項において、研究成果の公表等を行おうとする当事者（以下「公表希望当事者」という）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその開示の範囲、時期、方法等を書面により他の当事者に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、他の当事者の事前の書面による承諾を得た上で、その研究成果の公表等の内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 前項により通知を受けた他の当事者は、当該通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に開示又は発表若しくは公開される技術情報の修正を書面により公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、誠意をもって他の当事者と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、他の当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、公表してはならない。この場合において、他の当事者は、正当な理由なく、かかる承諾を拒んではならない。
- 4 第2項の通知の義務期間は、本受託研究完了の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、甲乙丙は、協議の上、この期間を延長し又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第22条 甲、乙又は丙のいずれかの当事者が、本受託研究遂行上、自己の研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、他の当事者の書面による事前の承諾を得た上で、自己の研究協力者とすることができる。

- 2 甲、乙及び丙は、自己の研究協力者に本契約と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 3 甲、乙、及び丙は、自己の研究協力者との間において、当該研究協力者が本契約と同等以上の義務を遵守させる旨の契約又は誓約書等を取交すものとする。
- 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合は、原則として第14条から第17条までの規定を準用するものとし、その取扱いについては甲乙丙は別途協議する。

（解約）

第23条 甲は、丙が研究経費について所定の期限までにその履行がなく、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解約することができる。

- 2 甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解約することができる。

- (1) いずれかの当事者が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) いずれかの当事者が本契約に違反したとき

(損害賠償)

- 第24条 甲、乙及び丙は、前条第2項に掲げる事由により他の当事者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙及び丙は、前条第1項に掲げる事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

- 第25条 本契約の有効期間は、契約項目概要(8)に定める期間とする。
- 2 前項にかかわらず、本契約の有効期間満了後も、第3条、第4条、第10条、第11条、第15条から第21条、第24条、第26条及び第27条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(裁判管轄)

- 第26条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

- 第27条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

別表第1 研究担当者

区分	氏 名	所属部局・職名	本受託研究における役割
甲	杉原 茂孝	東京女子医科大学東医療センター 小児科 教授	研究責任者
	岡田 和子	東京女子医科大学東医療センター 小児科	研究代表者
	永田 智	東京女子医科大学病院 小児科 教授・講座主任	研究分担者
	長谷川 茉莉	東京女子医科大学東医療センター 小児科	研究分担者

別表第2

成果有体物	名称・提供量	牛乳（成分無調整）：試験計画に沿って市販品（通信販売含む）を購入（雪印メグミルク牛乳、北海道牛乳LL200mL）
使用目的等	目的	目的：研究実施計画単盲検比較試験及び、乳糖耐性獲得治療における被験体
	保管・使用場所	東京女子医科大学東医療センター
提供責任者	部署：一般社団法人 Jミルク マーケティンググループ 役職：部長 氏名：佐野 晴彦 連絡先：(TEL) 03-6226-6352 (E-mail) h-sano@j-milk.jp (FAX) 03-6226-6354	
管理責任者	機関：東京女子医科大学東医療センター 部署：小児科 役職：研究生 氏名：岡田 和子 連絡先：(TEL) 03-3200-1236 (E-mail) k.okada-med@nifty.com (FAX) 03-3200-1236	
本契約終了後の試料の取り扱い	☒ 廃棄 ☐ 返却 ☐ その他（ ）	

別表第 3

提供物品受入れ施設の名称	設備		
	名称	規格	数量
	該当なし		

[以下余白]



理事長	副理事長	学 長	医学部長	事務部門 担当理事	院 長	事務局長	事務長	経営統括 部長	研究支援 部長
									

2019年 7 月 28 日

研 究 受 託 (変 更)・派 生) 契 約 申 請 書

東京女子医科大学

学長 吉岡 俊正 殿

所 属 東医療センター 小児科

所 属 長 杉原 茂孝 

担当研究者

(代表) 岡田 和子 

下記について申請を致しますので、ご承諾下さいますようお願い申し上げます。

研 究 依 頼 者 名	牛乳乳製品健康科学会議、一般社団法人 J ミルク
受 託 研 究 名	乳糖不耐症患者の牛乳漸増負荷による腹部症状軽減に関する検討 (病院倫理委員会承認番号：160506)
<変更点①研究期間の延長（契約項目概要第 8 号）> 本契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで ⇒ 本契約締結日から 2020 年 3 月 31 日まで <変更点②研究実施計画書の作成日（契約項目概要第 12 号）> 第 3 版 2016 年 4 月 20 日作成 ⇒ 第 4 版 2018 年 7 月 7 日作成 <変更点③提供責任者（別表第 2）> 以下のとおり役職、氏名、連絡先（TEL）、連絡先（E-mail）が変更 部長 佐野晴彦 03-6226-6352 sano@j-milk.jp ⇒ 次長 池上秀二 03-6226-6351 s-ikegami@j-milk.jp	

経 理 課 受 付 印	管 理 部 署 受 付 印	薬 剤 部 受 付 印
		

○平成 30 年度	No. 1 0 6 2
-----------	-------------

新 規	継 続
-----	-----

31.3.08

31.3.15





(様式Ⅱ)

2019 年 2 月 26 日

30 J ミルク発第 162 号

委 託 研 究 (変 更)・派 生) 契 約 依 頼 書

東京女子医科大学

学長 吉岡 俊正 殿

研究依頼者 1

住 所 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号

名 称 牛乳乳製品健康科学会議

代表幹事 折茂 肇



研究依頼者 2

住 所 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号

名 称 一般社団法人 J ミルク

会 長 西尾 啓治



事務担当者

住 所 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号

名 称 一般社団法人 J ミルク

マーケティンググループ

次 長 池上 秀二



電話番号 03-6226-6351

下記について依頼を致しますので、ご承諾下さいますようお願い申し上げます。

研 究 名	乳糖不耐症患者の牛乳漸増負荷による腹部症状軽減に関する検討
<変更点①研究期間の延長（契約項目概要第 8 号）> 本契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで ⇒ 本契約締結日から 2020 年 3 月 31 日まで	
<変更点②研究実施計画書の作成日（契約項目概要第 12 号）> 第 3 版 2016 年 4 月 20 日作成 ⇒ 第 4 版 2018 年 7 月 7 日作成	
<変更点③提供責任者（別表第 2）> 以下のとおり役職、氏名、連絡先（TEL）、連絡先（E-mail）が変更 部長 佐野晴彦 03-6226-6352 sano@j-milk.jp ⇒ 次長 池上秀二 03-6226-6351 s-ikegami@j-milk.jp	

厚 労 省 認 可 承 認 番 号



平成 30 年度

No.1062

変更覚書

学校法人東京女子医科大学（以下、「甲」という）、牛乳乳製品健康科学会議（以下、「乙」という）及び一般社団法人 Jミルク（以下、「丙」という）は、平成 29 年 5 月 19 日付で締結した臨床研究「乳糖不耐症患者の牛乳漸増負荷による腹部症状軽減に関する検討」に関する「受託研究契約書」を以下のとおり変更するため、本覚書を締結する。

変更事項	変更前	変更後
(契約項目概要) 第 8 号	研究期間：本契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで	研究期間：本契約締結日から 2020 年 3 月 31 日まで
(契約項目概要) 第 12 号	研究実施計画書：乳糖不耐症患者の牛乳漸増負荷による腹部症状軽減に関する検討（第 3 版 2016 年 4 月 20 日作成）	研究実施計画書：乳糖不耐症患者の牛乳漸増負荷による腹部症状軽減に関する検討（第 4 版 2018 年 7 月 7 日作成）
別表第 2 提供責任者	部署：一般社団法人 J ミルク マーケティンググループ 役職：部長 氏名：佐野 晴彦 連絡先：(TEL) 03-6226-6352 (E-mail) h-sano@j-milk.jp (FAX) 03-6226-6354	部署：一般社団法人 J ミルク マーケティンググループ 役職：次長 氏名：池上 秀二 連絡先：(TEL) 03-6226-6351 (E-mail) s-ikegami@j-milk.jp (FAX) 03-6226-6354

以上、本覚書締結の証として本書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 3 月 15 日

甲 東京都新宿区河田町 8-1
学校法人東京女子医科大学
理事長 吉岡 俊正



乙 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号築地三井ビル 5 階
牛乳乳製品健康科学会議
代表幹事 折茂 肇



丙 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号築地三井ビル 5 階
一般社団法人 J ミルク
会長 西尾 啓治





(様式Ⅱ)

29 J ミルク 発第 11 号
平成 29 年 4 月 14 日

委 託 研 究 依 頼 書

東京女子医科大学
学長 吉岡 俊正 殿

研究依頼者 1

住 所 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号
名 称 牛乳乳製品健康科学会
代表幹事 折茂 肇



研究依頼者 2

住 所 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号
名 称 一般社団法人 J ミルク
会 長 宮原 道夫



事務担当者

住 所 東京都中央区築地 4 丁目 7 番 1 号
名 称 一般社団法人 J ミルク
マーケティンググループ
部 長 佐野 晴彦
電話番号 03-6226-6352



下記項目の研究依頼を致しますので、ご承諾下さいますようお願い申し上げます。

研 究 名	乳糖不耐症患者の牛乳漸増負荷による腹部症状軽減に関する検討
研 究 期 間	本契約締結日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
研 究 費 合 計 金 額	研究費 8,739,500 円 (消費税含む、直接経費の 10% 管理費含む)
研 究 費 内 訳	直接経費 7,945,000 円 (消費税含む)、管理費 794,500 円 (消費税含む、直接経費の 10%) 予定症例数：なし
研 究 費 負 担 方 法	1. 研究開始前に一括納入 2. 研究終了後に一括納入 3. 症例数に応じて分割納入 4. その他 ()

厚 労 省 認 可 承 認 番 号



平成 29 年度

No. 1062